

変更内容の概要

1. 令和2年9月1日に富士見都市計画区域を前橋勢多都市計画区域に統合・拡大したことより、前橋都市計画区域及び前橋勢多都市計画区域の2つの土地利用規制となっております。前回の改訂では統合・拡大前の土地利用として記載されていたため、今回の改訂で時点修正しております。
2. 本町二丁目五差路交差点（国道50号におけるいわゆる五差路）について、改良・整備の方針の記載がありましたが、JR前橋駅から県庁までの都市計画道路において、“県庁～前橋駅クリエイティブシティ構想”に伴いウォーカブルな道路空間の利活用による一体的なまちづくりについて記載をしております。
3. 大胡地区及び宮城地区の県道苗ヶ島・飯土井線の東側及び上毛電鉄の北側に位置する部分につきまして、工業団地の造成計画があるため、工業地として位置づけました。